

規 則

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十四号

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則

(適用を受ける学校職員)

第一条 学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第二十四号。以下「改正条例」という。)附則第五項の埼玉県教育委員会規則で定める学校職員は、改正条例第二条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)から令和三年三月一日までの間において学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この条及び次条において「給与条例」という。)の適用を受けない県費支弁の常勤の職員であった者から引き続き新たに学校職員となつた者のうち、施行日の前日において改正条例第二条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前給与条例」という。)第九条の六の規定を適用するものとならば支給されることとなる住居手当の月額が二千円を超える学校職員とする。(適用除外学校職員)

第二条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

- 一 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項第一号に該当していた学校職員又は同日において同条の規定を適用するものとならば同号に該当することとなる学校職員であつて、次に掲げる学校職員のいずれかに該当するもの
イ 給与条例第九条の六の規定を適用するものとならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる学校職員
ロ 改正前給与条例第九条の六の規定を適用するものとならば同条第一項第二号に該当しないこととなる学校職員
- 二 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項各号のいずれにも該当していた学校職員又は同日において同条の規定を適用するものとならば同項各号のいずれにも該当することとなる学校職員であつて、同条の規定を適用するものとならば同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる学校職員
- 三 改正条例附則第五項に規定する旧手当額が二千円以下となる学校職員

四 前各号に掲げる学校職員に準ずる学校職員として埼玉県教育委員会（次条及び第七条において「教育委員会」という。）が定める学校職員

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第三条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第九条の六第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第五項の規定による住居手当の月額又は当該変更前に同項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項各号のいずれにも該当していた場合又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 教育委員会が定める額

（確認及び決定）

第四条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第九条の六の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和二年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号。次条及び第六条において「住居手当規則」という。）第七条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた学校職員が改正条例附則第五項の学校職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第五条 改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給は、学校職員が新たに同項の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同項の学校職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和三年三月のいずれか早い月をもって終わる。ただし、次条において準用する住居手当規則第六条第一項前段の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされた場合における当該住居手当の支給の開始については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月

の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（住居手当規則の準用）

第六条 住居手当規則第六条から第十条まで（第九条第一項を除く。）の規定は、改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当規則第六条第一項中「新たに条例第九条の六第一項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第十四号）第一条に規定する学校職員であつて、新たに学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十四号）附則第五項」と、住居手当規則第七条第二項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則第四条又は前項」と、住居手当規則第九条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。